

大分市告示第 558 号

大分市騒音防止条例第6条第1項の規定に基づき、工場等における事業活動に伴って発生する騒音及び建設作業に伴って発生する騒音並びに商業宣伝を目的とした拡声機を使用する放送に係る騒音及び飲食店営業等に係る夜間における騒音に係る規制の区域の区分を指定することについて、第6条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

1 区域の区分を指定する地域

別図のとおり指定する。

旧野津原町全域(既に指定されている大字野津原の全域と大字廻栖野の一部を除く。)

2 騒音規制の種類ごとに指定する区域の区分

工場等において発生する騒音の規制基準	第2種区域
特定建設作業及び一般建設作業に伴って発生する騒音の規制基準	第2種区域
拡声機の使用に当たり遵守すべき事項	第2種区域
夜間営業等の騒音の制限に係る基準	第2種区域

令和 4年 11月 1日

大分市長 佐藤 樹一郎



附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 5年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 新たに指定する地域となった際、現にその地域内において工場等に特定施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)については、その者を『特定施設を設置しようとする者』とみなして第8条の規定を適用する。この場合において、第12条及び第13条の規定は適用しない。
- 3 前項の届出は、当該地域が指定地域となった日から30日以内にしなければならない。
- 4 新たに指定地域となった地域については、第16条の規定は、この告示の施行の日から3年間は適用しない。